

このチラシは、空家等対策及び木造住宅の耐震化の周知・啓発を目的として、固定資産税納税通知書送付の全ての方に同封しています。

# あなたのお家は大丈夫？

## ～空き家にしないために今からできること～

「空き家問題なんて、私には関係ない」なんて、思っていませんか。  
空き家の約半数は「相続」をきっかけに発生しています。  
空き家問題は、他人事ではありません。  
あなたのお住まいがご自身や相続するご家族の負担にならないよう、  
元気なうちから将来を見据えて空き家にしない取組を進めましょう。



## 取組のポイント

### 1 現在の登記を確認

現在お住まいの建築物が誰の名義になっているかご存知ですか？  
従前所有者(故人)名義のままだと、次の世代へ適切に相続できない場合があります。  
また、相続手続きが完了していない場合、何かあった時、その責任は相続人全員が  
共有で負わなければなりません。不動産登記の名義を確認しておきましょう。  
不動産登記の情報は、法務局やインターネット上の登記情報提供サービスなどで確認できます。

### 2 相続について考える

住まいを誰にどのように引き継ぎたいか、ご家族と話し合っておくことが大切です。  
話し合いのきっかけにエンディングノートを活用すると  
遺産分割や相続人の合意がしやすくなります。  
また、ご自身の想いを確実に託せる「遺言書」の作成もおススメです。



▲新発田市HP  
住まいの  
エンディングノート



### 3 困ったときは迷わず相談

遺産分割協議書や遺言書の作成などには専門的な知見が必要です。  
それぞれの悩みに応じて、司法書士や弁護士などの専門家に相談しましょう。  
相談先がわからないときは、新発田市建築課の総合相談窓口にご連絡ください。

## 空家等に関する総合相談窓口

新発田市中心部5-2-13 新発田市建築課 空家・住宅対策係 Tel:0254-26-3557  
ホームページ: <https://www.city.shibata.lg.jp> 新発田市 空家等

空家等に関する様々な課題について、関連団体と連携協定を締結し、無料の相談窓口を開設しています。ぜひ、ご利用ください。

空家等の売買や賃貸、今後の利活用に関すること

公益社団法人  
新潟県宅地建物取引業協会新発田支部  
平日 9:00~16:00 TEL 0254-22-1220

法律や相続・権利関係、成年後見人に関すること

新潟県司法書士会(司法書士総合相談センター)  
平日 10:00~12:00  
13:00~16:00 TEL 025-240-7867

法律問題や財産管理全般に関すること

新潟県弁護士会(事前予約制/原則有料)  
平日 9:00~17:00 TEL 025-222-5533

空家等の解体・修繕等に関すること

新発田市建設業協会  
平日 9:00~17:00 TEL 0254-24-1531

不動産表示登記、境界に関する調査・測量に関すること

新潟県土地家屋調査士会  
平日 9:00~17:00 TEL 025-378-5005

空家等の見回り、除草、樹木の剪定・枝おろし、雪囲いに関すること

公益社団法人  
新発田地域シルバー人材センター  
平日 9:00~17:00 TEL 0254-22-1010

# 新発田市内の木造住宅にお住まいの皆様へ

大地震は、いつどこで発生してもおかしくない状況にあります。安心して暮らすためにも、住宅の耐震化について、考えてみませんか？

## 地震被害を受けやすい木造住宅の特徴

- ・ 昭和56年5月以前に建築された住宅である
- ・ 極端に窓が多い住宅である
- ・ 建物平面がL字や凹凸など複雑な形である
- ・ 鉄筋コンクリートの基礎ではない など



建築年代が古く、窓や  
ふすまが多い(壁が薄い)  
住宅は、地震被害を受け  
やすいです。

## 耐震診断を受けるメリット

- ・ 住宅の耐震性能を評点(点数)で確認できる
- ・ 耐震性に関する問題点を知ることができる
- ・ 専門的な建物平面図が作成される



建物の現状を  
知ることで、将来の  
こと(補強、解体、  
現状維持、相続など)  
を考えるきっかけと  
なります。

## 新発田市の耐震化支援事業



耐震診断  
無料



耐震改修  
工事費の2/3(上限120万)



耐震シェルター  
工事費の1/2(上限40万)



危険ブロック塀撤去  
工事費の2/3(上限15万)

※住宅の耐震診断は、昭和56年5月以前に建築された木造住宅に限ります。

【募集期間:令和7年4月18日~4月28日】

※ブロック塀の撤去補助は、道路沿いで高さ1m以上の危険なブロック塀に限ります。

【募集期間:令和7年4月18日~4月28日】

※耐震改修補助は、市の耐震診断を受けた住宅が対象です。

※上記以外にも各種条件がありますので、詳細はお問合せいただくか、市HPをご覧ください。



▲新発田市HP  
住宅の耐震化



▲新発田市HP  
ブロック塀撤去

## 木造住宅の耐震化に関する問合せ先

新発田市建築課 建築審査係 TEL:0254-26-3557

## 空き家解体ローン

ご相談は、各金融機関の相談窓口へ

第四北越銀行新発田支店 TEL0254-22-3172

大光銀行新発田支店 TEL0254-22-3741

きらやか銀行新発田支店 TEL0254-22-3734

新発田信用金庫 TEL0254-24-5101

新潟県信用組合新発田支店 TEL0254-22-4515

新潟県労働金庫新発田支店 TEL0254-22-3007

北新潟農業協同組合 TEL0254-26-2600

## 空き地や庭木の適正管理にご協力を!!

定期的に「草刈り」「剪定」をお願いします

- ・ 雑草の繁茂により、害虫の発生や景観が悪化します
- ・ 庭木の枝が隣地に侵入したり、歩行者等の通行の妨げになります

ご自身での管理が難しい場合は、ご相談ください。

新発田市造園建設業協会・新発田市建設業協会(TEL:0254-24-1531)

新発田地域シルバー人材センター(TEL:0254-22-1010)

問合せ先 | 新発田市環境衛生課 TEL:0254-28-9120

